

川崎市立病院医療事故公表基準

平成13年4月1日

1 目的

市民の医療ニーズに基づき、安全かつ適切な医療を提供するため、市立病院で発生した医療事故について情報提供を行うことにより、市民への信頼回復を図り、市民が安心して治療が受けられる環境を作るため医療事故の公表基準を定める。

2 公表基準

(1) 公表する事故

ア 病院側に重大な医療過誤があり、かつ、患者が死亡・重度の障害が残る医療事故の場合。

イ 病院長が、当該医療事故に重大性があり、公表することが適当と判断した医療事故の場合。

ウ 病院事業管理者が、安全かつ適切な医療を提供し、市民が安心して治療を受けられるようにする立場から、公表することが適当と認めた医療事故の場合。

(2) 公表する項目

ア 医療事故の概要（医療事故発生までの経過、発生時の状況及び発生後の処置等）

ただし、患者及び医療従事者などの個人情報に関わるものを除く。

イ 当該医療事故に携わった医療従事者等が処分を受けている場合は、その処分内容。

(3) 公表する時期

事故発生後速やかに実施することを原則とする。

(4) 患者及び家族への説明

事前に患者及びその家族に説明を行い、公表の了解を得ること。

3 公表の手続き

(1) 公表する医療事故中ア及びイについては、院内の医療事故防止対策委員会又は医療安全管理委員会で公表を決定するものとし、その判断が困難な場合は、川崎市立病院医療安全対策委員会と協議する。

(2) 公表に関して患者及びその家族の了解が得られない場合等は、その取り扱いについて院内の医療事故防止対策委員会又は医療安全管理委員会で検討のうえ、川崎市立病院医療安全対策委員会（又は病院局）と協議する。

(3) 公表の内容は、病院局と協議のうえ行うものとする。

(4) 公表者は、原則として各病院長が行うこととする。

4 適用

この基準は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

適用

この改正基準は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

適用

この改正基準は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。